

# 鶴岡市雪に強いまちづくり計画

鶴 岡 市

令和5年11月

## 目 次

|     |                          |   |
|-----|--------------------------|---|
| I   | 計画の目的と位置づけについて           |   |
| 1   | 計画策定の背景                  | 1 |
| 2   | 計画の目的・趣旨                 | 1 |
| 3   | 計画の位置づけ                  | 1 |
| 4   | 計画期間                     | 1 |
| II  | 基本理念について                 |   |
| 1   | 基本理念                     | 2 |
| III | 克雪のための市民意識の向上について        |   |
| 1   | 克雪対策の周知                  | 2 |
| 2   | 市民意識の向上                  | 2 |
| 3   | 個人宅の雪下ろし・除排雪請負業者の紹介      | 2 |
| IV  | 地域や高齢者等への支援について          |   |
| 1   | 地域や高齢者等への支援              | 3 |
| 2   | 高齢者・障害者及び母子世帯に対する雪下ろしの支援 | 3 |
| 3   | 除雪ボランティア                 | 3 |
| 4   | 排雪場の確保                   | 3 |
| V   | 豪雪対策本部                   |   |
| 1   | 豪雪対策本部・地域豪雪対策本部の設置       | 3 |
| 2   | 豪雪地域共同除雪に対する支援           | 3 |
| 3   | 朝日地域に対する支援               | 4 |
|     | （1）克雪地域の生活道に対する支援        |   |
|     | （2）克雪住宅整備に対する支援          |   |
|     | （3）地域で助け合う玄関前除雪          |   |
|     | （4）地域で助け合う玄関前除雪に対する支援    |   |
| VI  | 道路除排雪、通学路対策、農道除雪対策について   |   |
| 1   | 道路除排雪計画による計画的な除雪の実施      | 4 |
| 2   | 冬季間通学路安全点検の実施            | 4 |
| 3   | 農道除雪の実施                  | 5 |
| V   | 空き家対策の実施について             |   |
| 1   | 空き家の落雪等への対応              | 5 |
|     | （1）空き家の状況の把握             |   |
|     | （2）情報の提供、助言              |   |
|     | （3）パトロールの実施              |   |
|     | （4）応急措置による雪下ろし・除排雪の実施    |   |
| 2   | 冬期間における空き家の適切な管理         | 5 |
| VI  | 雪に強いまちづくり検討委員会           |   |
| 1   | 各課の連携と協働                 | 6 |
| 2   | 進捗管理等について                | 6 |

# I 計画の目的と位置づけについて

## 1 計画策定の背景

本市では、これまで鶴岡市地域防災計画に伴った豪雪対策や市道管理としての道路除排雪計画、さらには福祉的な視点からの高齢者や障害者への雪おろし支援、さらにはコミュニティ支援での除雪協力体制など、各分野において個別的な克雪の取組みを進めてきました。

さらに近年は少子高齢化や、人口減少など社会情勢が大きく変化するとともに、地球温暖化等の影響により、極端な豪雪や気温低下による凍結被害なども増加傾向にあります。

そのため、今後とも安全・安心に冬を乗り越えていくための市の役割を明確にするとともに、市民からの協力を求めながら、雪国においても暮らしやすさを実感できるまちづくりを進める必要があります。

## 2 計画の目的・趣旨

この計画は、鶴岡市地域防災計画に基づいた豪雪対策や、道路管理での除排雪及び福祉等の助成措置など、雪に係る総合的な克雪対策について、市と市民が一体となって取り組むことにより、雪や寒波による被害を最小限に抑制し、市民の安全と安心を確保することを目的とします。

## 3 計画の位置づけ

鶴岡市総合計画を上位計画とし、鶴岡市地域防災計画に基づいた個別計画とします。

## 4 計画期間

令和6年度～令和10年度

### 【県の動き】

#### ■山形県

県では、平成30年12月に制定した「いきいき雪国やまがた基本条例」を踏まえ、今後の雪対策の方向性を示す「第4次山鹿県雪対策基本計画」を策定、これに伴い、雪に強い県づくり、豪雪災害対策、地域における除排雪の推進、雪を活用した地域活性化を柱とした、「山形県雪対策アクションプラン」を令和2年4月に策定しました。

## Ⅱ 基本理念について

### Ⅰ 基本理念

雪に強いまちづくり計画において、基本理念を次のとおり設定し、その実現に向けて取り組めます。

## だれでも安心・雪国生活

鶴岡市が降雪地帯であることを受け入れ、雪国の暮らしの中でも、さまざまな克雪対策によって、安心・安全で、市民一人ひとりが暮らしやすさを実感できる、雪国生活をおくれるようにします。

## Ⅲ 克雪のための市民意識の向上について

### Ⅰ 克雪対策の周知【市の役割】

克雪は市民、事業者、行政の連携による取組が有効なことから、市の克雪対策や対応状況を迅速、的確、効率的に周知を行うとともに、克雪に係る安全と安心のための注意を喚起し、市民意識の啓発を図る。

(担当部署：防災安全課・土木課・上下水道部総務課・地域庁舎総務企画課)

### 2 市民意識の向上【市民の役割】

市民からも克雪に対する意識の向上に努めていただき、スムーズな除排雪事業への協力や、安全の確保、水道管等の破裂の防止を行う。

### 3 個人宅の雪下ろし・除排雪請負業者の紹介【市の役割】

市の登録業者に、個人宅の雪下ろしや除排雪の請負が可能か等を降雪前に調査し、自宅の雪下ろしや除排雪を希望する市民に紹介する。

個人宅の雪下ろし・除排雪請負可能業者を民生委員・民生児童委員に共有し、高齢者等からの相談に活用してもらう。

(防災安全課・長寿介護課・福祉課)

## IV 地域や高齢者等への支援について

### 1 地域や高齢者等への支援【市の役割】

地域の高齢者・障害者等への除雪支援事業及び自主的な除雪体制の構築を行う事業等に対して、実施する広域コミュニティ組織や自治会の連合組織等に除雪機の保険料やメンテナンス費用、講習会経費等を対象とした財政的支援をする。（コミュニティ推進課、地域庁舎総務企画課）

### 2 高齢者・障害者及び母子世帯に対する雪下ろしの支援【市の役割】

高齢者世帯等の社会生活の安定を図るため、雪下ろし費用の一部を補助する。（長寿介護課・福祉課・子育て推進課）

### 3 除雪ボランティア【市民の役割】

鶴岡市社会福祉協議会ボランティアセンターの協力を得て、除雪ボランティアの紹介や、研修会による新規除雪ボランティアの育成など、地域の高齢者・障害者等に対する除雪支援について、地域内で助け合う仕組みづくりを推進する。

### 4 排雪場の確保【市の役割】

住宅等敷地内の雪等を排雪する場所として、市では排雪場所を確保し、指定する。（土木課・各庁舎産業建設課）

## V 豪雪災害対策

### 1 豪雪対策本部・地域豪雪対策本部の設置【市の役割】

鶴岡市地域防災計画に基づき豪雪対策本部・地域豪雪対策本部を設置し、豪雪に対する対応をする。（防災安全課・朝日、温海庁舎総務企画課）

### 2 豪雪地域共同除雪に対する支援【市の役割】

市の豪雪対策本部または地域豪雪対策本部の設置を前提とし、朝日地域全域と温海地域の一部の地域を対象に、地域住民が共同で行う家屋周辺の除排雪事業に経費の一部を補助する。

（朝日庁舎総務企画課・温海庁舎総務企画課）

### 3 朝日地域に対する支援

#### (1) 克雪地域の生活道に対する支援【市の役割】

朝日地域において、住宅の快適な生活環境のため、小規模生活道の改良舗装及び除雪対策事業を行うものに補助金を交付する。（朝日庁舎産業建設課）

#### (2) 克雪住宅整備に対する支援【市の役割】

朝日地域において、住宅の効率的な雪処理と雪に強いまちづくりを推進するため、克雪住宅を建築し、又は増改築しようとするものに補助金を交付する。（朝日庁舎産業建設課）

#### (3) 地域で助け合う玄関前除雪【市民の役割】

朝日地域の広域コミュニティ組織が実施主体となり、高齢者、障害者など自力で除雪を行うことが困難な世帯と、除雪機を所有し事業に協力できる協力者をグループ化し、玄関前除雪を支援する。

#### (4) 地域で助け合う玄関前除雪に対する支援【市の役割】

朝日地域の地域で助け合う玄関前除雪に対し、保険料や除雪機の修理費、燃料費を補助する。（朝日庁舎総務企画課）

## VI 道路除排雪、通学路対策、農道除雪対策について

### 1 道路除排雪計画による計画的な除雪の実施【市の役割】

冬期間における道路交通を確保し、雪害から市民生活を守るため、道路除排雪について、実施基準や対象路線等を定めて、実施することとする。

具体的な内容は別に定める「市道等の除雪計画書」のとおりとする。

（土木課・各庁舎産業建設課）

### 2 冬季間通学路安全点検の実施（新規）

#### 【学校・道路管理者（市・県・国）の役割】

各学校から指摘のあった通学路の冬季間危険箇所について、降雪前に道路管理者を含む関係団体で合同点検を実施する。

また、降雪後の通学路の安全を確保するため、関係者間の連絡体制を構築し、危険箇所が確認された場合は随時対応する。（防災安全課・学校教育課）

### 3 農道除雪の実施【市と市民の役割】

農業用施設や果樹の被害防止、農作業の遅延防止等のために除雪が必要と認められる路線において60cm以上の積雪が確認された場合、原則、年1回に限り除雪

を行う。

また、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度により除雪作業を行うことが可能であることから、対象組織に対し制度の活用について周知する。

(農山漁村振興課)

## VII 空き家対策の実施について

### 1 空き家の落雪等への対応【市の役割】（環境課・各庁舎総務企画課）

#### (1) 空き家の状況の把握

空き家の堆雪状況等について、市民等から管理が不適切との相談や苦情が寄せられた場合、当該空き家の状況を確認し、関係課と情報を共有する。

#### (2) 情報の提供、助言

空き家の所有者等へ情報を提供するとともに、雪下ろし等の実施を促し周辺への被害の未然防止を図る。

#### (3) パトロールの実施

助言を行った空き家について、雪下ろし等の適正な管理が行われるまで、定期的にパトロールを実施するなど、安全の確保を図る。

#### (4) 応急措置による雪下ろし・除排雪の実施

空き家への堆雪により、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす切迫した状況が発生した場合には、鶴岡市空き家等の管理及び活用に関する条例に基づく応急措置として雪下ろし等を行う。

### 2 冬期間における空き家の適切な管理【所有者の役割】（新規）

空き家の所有者は、冬季間において、隣家や道路等、周辺に被害を出さないよう、適切な管理や雪下ろし等の実施を行う。

## VIII 雪に強いまちづくり検討委員会（新規）

### 1 各課の連携と協働

雪に係る課題は全庁の複数部署に亘り、課題の解決には部局を超えた連携が必要となることから、検討委員会を設置し、本市の将来に向けた「雪に強いまちづくり」計画を策定した。

### 2 進捗管理等について

計画を総合的に推進するため、連携体制・組織体制を整備し、事業の取り組み状況の把握と点検、課題整理、評価を行い、今後とも継続的な改善を図ることとする。

#### 【検討委員会】

| No. | 職名   |        | No. | 職名 |         |
|-----|------|--------|-----|----|---------|
| 1   | 委員長  | 副市長    | 9   | 委員 | 建設部長    |
| 2   | 副委員長 | 危機管理監  | 10  | 委員 | 教育部長    |
| 3   | 委員   | 総務部長   | 11  | 委員 | 上下水道部長  |
| 4   | 委員   | 企画部長   | 12  | 委員 | 藤島庁舎支所長 |
| 5   | 委員   | 市民部長   | 13  | 委員 | 羽黒庁舎支所長 |
| 6   | 委員   | 健康福祉部長 | 14  | 委員 | 櫛引庁舎支所長 |
| 7   | 委員   | 農林水産部長 | 15  | 委員 | 朝日庁舎支所長 |
| 8   | 委員   | 商工観光部長 | 16  | 委員 | 温海庁舎支所長 |

事務局：防災安全課

# 【 資 料 編 】

## 目 次

|   |                            |    |
|---|----------------------------|----|
| 1 | 克雪のための市民意識の向上              | 8  |
|   | （1）克雪対策の周知                 |    |
|   | （2）市民意識の啓発                 |    |
| 2 | 地域や高齢者等への支援について            | 8  |
|   | （1）鶴岡市地域除雪パートナーズ支援事業       |    |
|   | （2）高齢者・障害者及び母子世帯雪下ろし費用補助事業 |    |
|   | （3）除雪ボランティア                |    |
| 3 | 排雪場                        | 9  |
| 4 | 豪雪対策本部について                 | 9  |
|   | （1）設置基準                    |    |
|   | （2）組織等                     |    |
| 5 | 地域豪雪対策本部                   | 10 |
|   | （1）設置基準                    |    |
|   | （2）観測地点と基準積雪深              |    |
|   | （3）組織等                     |    |
| 6 | 豪雪地域に対する支援                 | 11 |
|   | （1）克雪住宅整備支援事業              |    |
|   | （2）克雪対策生活道整備事業             |    |
|   | （3）鶴岡市豪雪対策特別支援事業           |    |
|   | （4）朝日地域助け合い玄関前除雪支援事業       |    |
| 7 | 農道除雪                       | 12 |
| 8 | 各種連絡先                      | 13 |
| 9 | 除雪ボランティア活動を行う団体等           | 14 |

## 1 克雪のための市民意識の向上

### (1) 克雪対策の周知

- ア 克雪対策について12月までに、必要に応じて町内会長・自治会長を招集して説明を行う。
- イ 克雪対策について12月までに市報と市ホームページへ掲載する。
- ウ 豪雪対策本部を設置した場合または豪雪により克雪対策の変更や追加を行った場合は、市民への周知を図る。
- エ 緊急に注意喚起（凍結、落雪、融雪など）が必要な場合

### (2) 市民意識の啓発

市民の理解と協力を得ながら円滑に道路除雪作業を行うために、下記事項について市広報等で周知する。

- ア 一般的な注意喚起
- イ 雪下ろし作業による事故を未然に防ぐための周知を徹底する。
- ウ 除雪機を使った除雪時の安全確保
- エ 水道管の凍結や破裂の防止  
(気温がマイナス4℃以下になるときや一日中氷点下の真冬日が続く時)
- オ 交通障害（吹雪等）の発生が懸念される時に車で外出する際の注意
- カ 停電に備える

## 2 地域や高齢者等への支援について

### (1) 鶴岡市地域除雪パートナーズ支援事業（コミ推・地域庁舎）

地域の高齢者・障害者等への除雪支援事業及び自主的な除雪体制の構築を行う事業等に対して支援する。

【対象団体】 広域コミュニティ組織や自治会の連合組織等

【対象活動】 地域の高齢者・障害者等への除雪支援及び自主的な除雪体制の構築

【支援内容】 除雪機の保険料やメンテナンス費用、講習会経費等を対象とした財政的支援 (コミュニティ推進課、地域庁舎総務企画課)

### (2) 高齢者・障害者及び母子世帯雪下ろし費用補助事業

高齢者世帯等の社会生活の安定を図るため、雪下ろし費用の一部を補助する。

【対象者】 次のいずれかに該当する当該年度の市民税が非課税の世帯に属する者で、自力で雪下ろしをすることが困難であると認められるもの

- ① 65歳以上の高齢者のみの世帯
- ② 18歳未満の児童のみを有する母子世帯
- ③ 世帯主が身体障害者手帳を所持している世帯
- ④ 世帯主が療育手帳を所持している世帯

⑤世帯主が精神保健福祉手帳を所持している世帯

⑥上記に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた世帯

【対象費用】現に居住する住宅の屋根の雪下ろし及び雪下ろしに伴う排雪に要する費用

【補助金額】雪下ろし1回あたり、雪下ろしに要した費用又は16,500円のいずれか低い額

(長寿介護課・福祉課・子育て推進課)

### (3) 除雪ボランティア

鶴岡市社会福祉協議会ボランティアセンターでは、除雪ボランティアの相談があった場合は、仕組みや活動がある学区・地区は、その活動を紹介している。

仕組みや活動があるかわからない場合は、社会福祉協議会地域福祉課の各地区担当職員等と連携して、確認し極力地域で支援していただけないかお願いしている。

企業や団体等を対象にして、除雪支援に関する研修会を開催している。

(鶴岡市社会福祉協議会ボランティアセンター)

## 3 排雪場

敷地内の雪等を排雪する場所として、次の場所を指定する。

①鶴岡地域 赤川 三川橋上流右岸

②藤島地域 藤島川 藤浪橋上流左岸

③羽黒地域 旧羽黒第一小学校用地(羽黒町手向地内)

④櫛引地域 赤川 櫛引橋下流左岸

⑤鶴岡地域 市民雪寄せ場(市街地【1学区～6学区】の指定された市有地)

(土木課・地域庁舎産業建設課)

## 4 豪雪対策本部について

### (1) 設置基準

本所の観測地点(鶴岡公園の観測地点)が70cmを超え、道路事情が悪化し引続き降雪が多量に見込まれる警報が発せられた場合を基準とするほか、各庁舎管内において、積雪により市民生活に著しく障害が発生した場合、又は予想される場合

### (2) 組織等

ア 市長を豪雪対策本部長とする。市長は、豪雪対策本部の事務を統括し、職員を指揮監督する。

イ 組織は、鶴岡市災害対策本部体制による。

## 【災害対策本部組織図】

| 会議等   |       | 各部・班等   |
|-------|-------|---|
| 本部員会議 | 本部長   | 市長  |
|       | 副本部長  | 副市長   |
|       | 本部員   | 教育長、病院事業管理者、総務部長、<br>企画部長、市民部長、危機管理監、<br>健康福祉部長、農林水産部長、商工観光部長、<br>建設部長、病院事務部長、上下水道部長、<br>消防長、議会事務局長、教育部長、<br>(※) 地域庁舎支所長                        |
| 本部連絡室 | 室長    | 危機管理監   |
|       | 副室長   | 防災安全課長  |
|       | 本部連絡員 | 防災安全課職員・防災安全課兼務職員   |
| 部     |       | 総務部、企画部、市民部、健康福祉部、<br>農林水産部、商工観光部、建設部、医務部、<br>給水・下水道部、消防水防部、議会部、教育部   |
| 班     |       | 総務班、調査班、財政班、相談・職員班、<br>輸送・交通・情報等対策班、災害対策班、<br>清掃班、市民生活班、医療・防疫班、<br>要援護対策班、農業班、林業水産班、<br>商工・観光班、都市施設班、土木班、建築班、医務班、<br>給水・下水道班、消防・水防班、<br>議会班、教育班 |

## 5 地域豪雪対策本部

### (1) 設置基準

積雪深が設置基準に至り、道路事情が悪化し引続き降雪が多量に見込まれ、積雪により市民生活に著しく障害が発生した場合、又は予想される場合地域豪雪対策本部を設置する。

### (2) 観測地点と基準積雪深

朝日地区 立岩・大網 150cm

温海地区 温海川 150cm

### (3) 組織等

ア 地域本部長は、庁舎支所長とする。地域本部長は、地域本部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

イ 組織は、地域災害対策本部体制による。

## 【地域災害対策本部組織図】

| 会議等             |      | 班等  |
|-----------------|------|---|
| 地域本部員<br>会<br>議 | 本部長  | 支所長   |
|                 | 副本部長 | 総務企画課長  |
|                 | 本部員  | 市民福祉課長、産業建設課長、農業委員会事務局長、  |
| 班<br>(別表2に定める班) |      | 総務企画班（総務・災害対策等）、<br>市民福祉班（調査・医療・援護・環境等）、<br>産業班（農林・水産・商工・観光等）、建設班 |

## 6 豪雪地域に対する支援

### (1) 鶴岡市豪雪対策特別支援事業

市の豪雪対策本部または地域豪雪対策本部の設置を前提とし、住宅における屋根からの雪下ろしに伴う家屋周辺の雪処理対策として実施する。

【対象区域】朝日地域（全域）

温海地域（菅野代、温海川、木野俣、越沢、関川、小名部）

【対象事業】各自治会等が中心となり、地域住民が共同（2世帯以上）で行う家屋周辺の除排雪事業

【補助率】建設機械による除排雪作業分：経費の10分の3以内

建設機械の運搬分：経費の10分の10以内（上限6万円）

（朝日庁舎総務企画課・温海庁舎総務企画課）

### (2) 克雪対策生活道整備事業

朝日地域において、住宅の快適な生活環境のため、小規模生活道の改良舗装及び除雪対策事業を行うものに補助金を交付しています。

#### ①道路の改良舗装

【補助額】補助対象経費の4/10以内で上限25万円

#### ②小型除雪機械の購入

【補助額】補助対象経費から45万円を控除した額の1/3以内で上限25万円

#### ③融雪施設の整備

【補助額】補助対象経費の4/10以内で上限25万円

（朝日庁舎産業建設課）

### (3) 克雪住宅整備支援事業

朝日地域において、住宅の効率的な雪処理と雪に強いまちづくりを推進するため、克雪住宅を建築し、又は増改築しようとするものに補助金を交付する。

【補助額】克雪住宅に係る直接工事費の1/3以内で上限50万円

（朝日庁舎産業建設課）

#### (4) 朝日地域助け合い玄関前除雪支援事業

朝日地域の広域コミュニティ組織が実施主体となり、高齢者、障害者など自力で除雪を行うことが困難な世帯と、除雪機を所有し事業に協力できる協力者をグループ化し、玄関前除雪を支援する事業について助成する。

【対象区域】朝日地域

【対象事業】広域コミュニティ組織が行う玄関前除雪支援事業

【補助内容】①自賠責保険料・任意保険料（上限4カ月）

②除雪機の修理費（1台につき上限2万円）

③燃料費（1台につき上限2万円）

（朝日庁舎総務企画課）

## 7 農道除雪

農業用施設や果樹の被害防止、農作業の遅延防止等のために除雪が必要と認められる路線において60cm以上の積雪が確認された場合、原則、年1回に限り除雪を行う。

また、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度により除雪作業を行うことが可能であることから、対象組織に対し制度の活用について周知する。

（農林水産部農山漁村振興課）

## 8 各種連絡先

|    | 対策項目   | 担当課  | 連絡先  |
|----|--|--|--|
| 1  | 総合窓口【執務時間内】  | (鶴岡) 防災安全課<br>(藤島) 総務企画課<br>(羽黒) 総務企画課<br>(櫛引) 総務企画課<br>(朝日) 総務企画課<br>(温海) 総務企画課     | 35-1204<br>64-5812<br>26-8772<br>57-4502<br>53-2113<br>43-4611 |
| 2  | 総合窓口【執務時間外】<br>(守衛・夜警員・警備会社を通して<br>担当に連絡が入ります。)        | (鶴岡) 防災安全課<br>(藤島) 総務企画課<br>(羽黒) 総務企画課<br>(櫛引) 総務企画課<br>(朝日) 総務企画課<br>(温海) 総務企画課     | 25-2111<br>64-2111<br>62-2111<br>57-2111<br>53-2113<br>43-4611 |
| 3  | 【執務時間内】<br>市道の除排雪全般<br>市道の消雪道路の管理<br>排雪場(雪捨て場)の確保、現場管理 | (鶴岡) 除雪対策本部<br>(藤島) 産業建設課<br>(羽黒) 産業建設課<br>(櫛引) 産業建設課<br>(朝日) 産業建設課<br>(温海) 産業建設課    | 25-2111<br>64-5804<br>26-8779<br>57-2110<br>53-2122<br>43-4618 |
| 4  | 通学路の確保と安全対策  | 教育委員会学校教育課   | 57-4864  |
| 5  | 農道除雪   | 農山漁村振興課  | 35-1298  |
| 6  | 鶴岡市地域除雪パートナーズ助成事業                                      | (鶴岡) コミュニティ推進課<br>(藤島) 総務企画課<br>(羽黒) 総務企画課<br>(櫛引) 総務企画課<br>(朝日) 総務企画課<br>(温海) 総務企画課 | 35-1203<br>64-2111<br>62-2111<br>57-2111<br>53-2113<br>43-4611 |
| 7  | 【鶴岡地域】雪下ろし助成(高齢者)<br>(障害者)<br>(ひとり親世帯)                 | 長寿介護課<br>福祉課<br>子育て推進課   | 29-4180<br>35-1273<br>35-1291                                  |
| 8  | 【地域庁舎】雪下ろし助成<br>(高齢者)(障害者)(ひとり親世帯)                     | (藤島) 市民福祉課<br>(羽黒) 市民福祉課<br>(櫛引) 市民福祉課<br>(朝日) 市民福祉課<br>(温海) 市民福祉課                   | 64-5806<br>26-8774<br>57-2116<br>53-2115<br>43-4613            |
| 9  | 除雪ボランティア   | 鶴岡市ボランティアセンター  | 23-2970  |
| 10 | 克雪住宅整備事業<br>克雪対策生活道整備事業                                | 朝日庁舎産業建設課  | 53-2122  |
| 11 | 鶴岡市豪雪対策特別支援事業  | (朝日) 総務企画課<br>(温海) 総務企画課   | 53-2113<br>43-4611   |
| 12 | 朝日地域助け合い玄関前除雪支援事業                                      | 朝日庁舎総務企画課  | 53-2113  |
| 13 | 水道の凍結・破裂   | 上下水道部水道課   | 23-7609  |
| 14 | 水道管破裂に係る水道料金の減免  | 上下水道部総務課   | 23-7609  |

## 9 除雪ボランティア活動を行う団体等

### ◎除雪支援を目的としている団体等

| No | 団体名等       | 区分       | 備考         |
|----|------------|----------|------------|
| 1  | さんぜスノースーパー | ボランティア団体 | 有償（1回500円） |

### ◎活動の中に除雪支援を取り入れている団体等

（把握している活動のみなので、他にも多くあると思われる）

| No | 団体名等                      | 区分         | 備考                  |
|----|---------------------------|------------|---------------------|
| 1  | 第一学区コミュニティ振興会             | 広域コミュニティ組織 | 小中学生のボラ体験           |
| 2  | 第三学区社会福祉協議会               | 〃          | 有償（支合いネット活動）        |
| 3  | 黄金地区自治振興会                 | 〃          | 有償（自治会負担分あり）        |
| 4  | 大泉地区自治振興会                 |            |                     |
| 5  | 由良地区自治会                   | 〃          |                     |
| 6  | 加茂地区自治振興会                 | 〃          |                     |
| 7  | 鳥居町南町内会                   | 住民自治組織     |                     |
| 8  | 宝町中道町内会                   | 〃          |                     |
| 9  | 大塚町町内会 ボラパーマン             | 〃          | 無償                  |
| 10 | 淀川町町内会                    | 〃          | 有償                  |
| 11 | 藤島地区自治振興会                 | 広域コミュニティ組織 | 有償                  |
| 12 | 藤島中町町内会                   | 住民自治組織     | 有償                  |
| 13 | 朝日地域中央地区自治振興会             | 広域コミュニティ組織 | 有償                  |
| 14 | 朝日地域東部自治振興会               | 〃          | 企業との連携（期間限定）        |
| 15 | 朝日地域南部自治会連絡協議会            | 〃          | 企業との連携（単発）          |
| 16 | 温海 福栄地域協議会「福の里」           | 地域づくり団体    | 有償ボランティア登録（地域外との連携） |
| 17 | 庄内地区郵便局長会鶴岡第三部会           | 企業内の有志団体   | 地域貢献活動（単発）          |
| 18 | 鶴岡東高等学校                   | 学 校        | 学校周辺の歩道等            |
| 19 | 鶴岡高等養護学校2年生               | 〃          | 学校周辺の高齢者宅等          |
| 20 | 三和メイテック株式会社               | 企 業        | 地域貢献活動（期間限定）        |
| 21 | ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社 | 〃          | 地域貢献活動（単発）          |
| 22 | 有限会社赤川農機                  | 〃          | 地域貢献活動（単発）          |
| 23 | 敦井産業株式会社（本社新潟県）           | 〃          | 地域貢献活動（単発）          |
| 24 | 株式会社和泉工務店                 | 〃          | 地域貢献活動（単発）          |

◎この他にも、隣近所や地域内で除雪が出来なくて困っている方へのお手伝いは市内各地で行われていると思われるので、そのような環境を大切にして、団体や企業の活動と併せて地域福祉活動の一環として促進していきます。

令和5年4月1日現在 鶴岡市ボランティアセンター